

# 中国における農地集約化の一事例

主任研究員 若林剛志

## 1 農地の集約化

中国では、経営権の期間譲渡(譲受)を中心とした農地の流動化が進展しつつある。その農地流動化においては、しばしば集積、集約という用語が使用される。集積は、経営拡大意欲のある経営体に経営権を譲渡すればよく、現場を見ずとも、あるいは地図に落とし込まなくとも、経営体の経営面積によって第3者でも把握できる。一方、集約はほ場の密集度合いを問うものであり、ほ場の分布を知る必要がある。農業経営の継続性という観点から、いずれも重要であるが、最近は集約に注目が集まっている。その理由は、ほ場の散らばり方を除くすべての条件が同じ経営体であるならば、散らばりの少ないほ場を持つ経営体の方が作業の効率化が図られやすいからである。日本だけでなく中国でも、政策的に、あるいは個別経営体から農地の集積とともに集約が求められているのはそのためである。

本稿では、筆者が聞き取りを行った陝西省のA村の例を紹介する。聞き取りは西北農林科技大学の紹介の下、2019年6月に行われ、主として村民委員会の主任(村長)が応対してくれた。

## 2 A村における農地流動化

A村は総戸数約300戸、人口約1,200人で構成され、農地面積は約1,600ha（160ha）である。農地の流動化は09年から始められ、聞き取り時点で流動化された面積は967haであった。農地面積のうち流動化された面積の割合は60.4%であり、17年における中国全体での同割合が37%（農村経営管理情況統計による）であったことと対比すると、高い数値である。

農地流動化の典型例である経営権の取引は、経営権の権利保有者が、農地を所有している集団に届け出れば、自由にできることになっている。そのようななか、A村では、これまで何度もまとまった農地の経営権取引を経験してきた。聞き取りによれば、30ha以上のまとまった経営権の譲渡は、09年以降に8回あり、取引面積が大きかった404ha、162ha、85haは、全て09年に集中している。そして、これらの取引において譲受先となったのは、それぞれ全て1つの経営体である。最も取引面積の大きく、かつA村にとって初めてのまとまった経営権取引となった404haの例では、1つの農企業に対し、160戸に及ぶ世帯が経営権を譲渡した。

## 3 160戸の連なる農地経営権の取引例

404haの連坦化された農地経営権の取引が行われたきっかけは、郷鎮政府の職員からの紹介による。この頃、郷鎮政府では企業や合作社の経営拡大要望に応えるため、郷鎮内の村々に声をかけていたようであり、この声掛けはA村にも届いた。

A村では村民委員会および村民大会を通じてこれを検討し、取引に至るが、まずはA村の農地のなかでも経営権譲渡候補地が絞りこまれた。

候補地選出後は、経営権譲渡に対する賛否を聞いた。候補地に権利を持つのは160戸であった。このうち、若手を中心に賛成と譲渡希望が多かったそうであり、それは中国の一般的傾向のようである。それでも候補地に経営権を持つすべての世帯がこれに同意した訳で

はない。実際に1割程度の10数戸が同意しなかったという。このままでは連坦化できないだけでなく、大規模かつ効率的な営農を希望する借り手の要望にも応えることができず、取引は成立しない。しかし、最終的には全ての世帯に同意を得、取引が成立した。

この時、村民委員会が行ったことは、一言でいえば地道な説得であるが、事はそう単純ではない。取引成立へ向けて関係者に掛け合い、経営権を持つ世帯には多様な提案を行っている。

まずは、説得にあたった者であるが、村民委員会の委員だけでなく、郷鎮政府の職員も加わり、複数人で賛同を得られなかつた世帯への説得にあたったという。

賛同が得られていない世帯で多かった意見は、生活への不安だったそうである。これまでの経験から、請負農地において耕作を続ければ、一定程度の生活維持の見込みは立つ。しかし、経営権を譲渡すると、譲渡に伴う地代収入は得られる見込みであるものの、それが安定的に得られるか否かが不確実だと考えられていた。

これに対し、村民委員会では、個別世帯の直接の契約先は村民委員会であり、村民委員会がまとめて農企業と契約するので、村民委員会から安定的に地代が支払われることを伝え理解を得ようとした。これにより、同意を得られたことであった。また、この地域の地代は、地方政府が目安を示しており、その地代での取引実績も蓄積されていた。地代水準は、通常であれば、この地の主要作付品目である小麦とトウモロコシから得られる純収益より高いことが示され、認識を改める世帯もあった。

それでも自作を求める世帯があった。これに対しては、主に2つの提案をした。1つは、農企業での作業従事である。村民委員会では、郷鎮政府の職員の立ち合いの下、農企業と交渉し、経営権取引が成立した後、数名がそこでの農作業に関わり、賃金を得られることに

なった。この場合、経営者ではなくなるが、農作業に従事でき、収入面でも労賃収入に加え、地代を受け取ることができる。

もう1つは、代替地の利用である。今回の譲渡候補地の外に請負地を持ち、かつ経営権譲渡を希望する世帯から農地を借り、代わりに候補地内の農地の経営権は譲渡してもらうことにした。もちろん、その時、面積や豊度等の近い請負地が選択された。

こうして、160戸の全てが、経営権を譲渡することとなり、連坦化され集約化された農地が貸し出されたのである。

#### 4 集約化への示唆

御厩敷(2014)は、相対取引が原則であった日本の農地利用集積円滑化事業について、農地利用の分散状況の抜本的な解消につながらないと指摘している。そうであるならば、相対取引では個別事例ごとに意識的に集約に取り組むことが求められよう。

中国では相対取引が原則である。本稿の事例では、村民委員会の委員を中心とした方々の貸し手に対する細かな配慮を含む取引成立への努力があった。特に、初めてのまとまった経営権取引であり、村の4分の1の農地を一括で貸出したこの例では、相当の時間と労力を要したはずである。

加えて、この事例は404ムーの借り手であった農企業が、営農計画に合わせて希望した面積から営農を開始することができている。これは、空いた農地から集積し、経営規模を拡大しながら、将来的には集約に向けて利用調整するしばしば確認される接近法とは異なり、経営体にとって理想的である。一事例とはいえ、興味深い事例であろう。

#### ＜参考文献＞

- ・御厩敷寛(2014)「農地集積バンクによる担い手への農地集積と集約化の加速化」『時の法令』1957号、15~25頁

(わかばやし たかし)